

農業用機械・施設等の復旧に利用可能な制度資金

※激甚災害（本激）指定後に国より措置される見込み

資金名	農業近代化資金		農業経営基盤強化資金（スーパーL）	農林漁業施設資金
資金使途	施設等復旧資金		施設等復旧資金	施設等復旧資金
対象者	認定農業者	その他農業者	認定農業者	農林漁業者
融資枠	農林漁業セーフティネット資金と併せて130億円			
貸付限度額	個人1,800万円（特認2億円） 法人2億円		個人3億円 法人10億円	負担額の80%以内又は1施設あたり一般300万円（特認600万円）のいずれか低い額
基準金利	1.15～1.85% (R7.8.19時点)	2.00% (R7.8.19時点)	1.15～2.0% (R7.8.19時点)	1.15～2.0% (R7.8.19時点)
利子補給率	1.15～1.85% (最大2%)	2.00% (最大2%)	1.15～2.0% (最大2%)	1.15～2.0% (最大2%)
末端金利	実質無利子（ただし、国の金融支援は2%を上限）			
負担割合	全額国負担			
償還期間（据置）	15年（7年）	15年（3年）	25年（10年）	15年（3年）
利子補給期間	5年			
融資機関	農協、銀行、信用金庫等の融資機関		日本政策金融公庫	
保証等	信用基金協会の債務保証を利用して無担保・無保証人での借入れが可能 保証料は当初5年間免除		担保・保証人の要否は公庫の取扱規程による	

被災後の運転資金に利用可能な制度資金

※農林漁業セーフティネット資金 : 激甚災害（本激）指定後に国より措置される見込み
 ※令和7年8月大雨被害対策資金 : 9月議会で承認された場合に創設

資金名	農林漁業セーフティネット資金	令和7年8月大雨被害対策資金
資金使途	運転資金	運転資金
対象者	被災農林漁業者	被災農林漁業者
融資枠	他の施設等復旧資金と併せて130億円	5億円 (農業:3億、林業:1億、漁業:1億)
貸付限度額	600万又は年間経営費等の6／12以内	1,000万
基準金利	1.15～1.85% (R7.8.19時点)	3.25% (R7.8.19時点) ※農業近代化資金の基準金利
利子補給率	1.15～1.85% (最大2%)	3.25% (最大4%)
末端金利	実質無利子（ただし、国の金融支援は2%を上限）	実質無利子
負担割合	全額国負担	県:市町村:融資機関=5:2:3 ※県の利子補給は2%を上限
償還期間（据置）	15年（3年）	10年（3年）※償還は年1回、償還日1月20日
利子補給期間	5年	5年
融資機関	日本政策金融公庫	農協、銀行、信用金庫等の融資機関 ※農協以外の融資機関は申請が必要
保証等	公庫の取扱規程による	融資機関、保証機関等に相談
貸付条件	①市町村の罹災証明	①市町村の罹災証明 ②収入保険等への加入（又は加入誓約）

運転資金や施設復旧資金を借りたい

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 農業信用保証保険基盤強化事業

国事業

1 事業内容（激甚災害に指定された場合に、本事業の対象災害として指定される見込み）

- ・被災農業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れした場合に金利負担を軽減する。
- ・被災農業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れした場合の保証料負担を軽減する。

2 支援内容

金利負担：農業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等の借入金について当初5年間実質無利子化（ただし、2%を上限）

保証料：農業近代化資金等の借入れ時の債務保証に係る保証料について当初5年間免除

3 支援対象者

以下の（1）及び（2）の要件を満たす者

- （1）被災農業者であること（罹災証明書等の市町村長による被災の証明を受けていること）
- （2）実質無利子化及び保証料免除については、激甚災害であること

4 問合せ先

農業近代化資金について：

最寄りのJAバンク等

農林漁業セーフティネット資金及び農業経営基盤強化資金について：

日本政策金融公庫相談窓口 ☎096-353-3104

林業施設整備等利子助成事業
林業・木材産業災害復旧対策保証

国事業

1 事業内容

- ・被災林業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れした場合に金利負担を軽減する。
- ・被災林業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れした場合の保証料負担を軽減する（激甚災害に指定された場合に、本事業の対象災害として指定される見込み）。

2 支援内容

金利負担：日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金等の借入金について
当初10年間実質無利子化（ただし、2%を上限）

保証料：復旧及び資金繰り安定化のための借入金について債務保証を当初5年間免除

3 支援対象者

以下の（1）及び（2）の要件を満たす者

- （1）被災林業者であること（罹災証明書等の市町村長による被災の証明を受けていること）
- （2）保証料免除については、激甚災害であること

4 問合せ先

日本政策金融公庫相談窓口 ☎096-353-3104

運転資金や施設復旧資金を借りたい

漁業経営基盤強化金融支援事業 全国漁業信用基金協会保証事業

国事業

1 事業内容

- ・被災漁業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れした場合に金利負担を軽減する。
- ・被災漁業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて資金を借入れした場合の保証料負担を軽減する（激甚災害に指定された場合に、本事業の対象災害として指定される見込み）。

2 支援内容

金利負担：漁業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金等の借入金について
当初5年間実質無利子化（ただし、2%を上限）

保証料：漁業近代化資金の借入れ時の債務保証に係る保証料について当初5年間免除

3 支援対象者

以下の（1）及び（2）の要件を満たす者

- （1）被災漁業者であること（罹災証明書等の市町村長による被災の証明を受けていること）
- （2）保証料免除については、激甚災害であること

4 問合せ先

農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金について：

日本政策金融公庫相談窓口 ☎096-353-3104

漁業近代化資金について：

農林中央金庫熊本支店 ☎096-353-1148

運転資金を借りたい

農林漁業災害対策資金（令和7年8月大雨被害分）

県補助事業

1 事業内容

被災農業者の事業維持・継続のため、金融機関を通じて運転資金を借入れした場合に金利負担を軽減する。

2 支援内容

対象資金 : 農林漁業災害対策資金（令和7年8月大雨被害分）

資金使途 : 運転資金

取扱金融機関 : 農業協同組合、農林中央金庫並びに知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

貸付限度額 : 1,000万円

償還期間 : 10年以内（うち据置期間3年間以内）

利率 : 農業近代化資金の基準金利（R7.10.7時点で3.35%）

ただし、県、市町村、金融機関が5：2：3の割合で利子補給を行うため、貸付当初5年間は実質無利子（県の利子補給は2%を上限）

その他 : 令和8年3月31日までに利子補給承認を受け、令和8年6月30日までに融資実行すること

3 支援対象者

令和7年8月の豪雨で被災した農林漁業者（被害を受けていることについて市町村長の証明書が必要）

収入保険等のセーフティネットに加入又は今後の加入誓約が必要

4 問合せ先

熊本県農林水産部 団体支援課

☎096-333-2371

玉名市役所 農業政策課 担い手支援係

☎0968-75-1126